

猪名川町キャッシュレス決済等導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

町役場窓口における証明書発行手数料等の収納について、キャッシュレス決済を導入し、決済方法の選択肢を増やすことによる利用者の利便性向上と収納業務の効率化を図ることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 業務内容

別紙「猪名川町キャッシュレス決済等導入業務仕様書」（以下「仕様書」という）、に記載のとおり。

(2) 提案上限額（予算額）

6,632,000円（消費税及び地方消費税を含む）

初期導入費用（必要な機器の調達、設置費用等）及び各種集計、データの蓄積機能等に係る令和8年3月のシステム利用料

※指定納付受託業務及び決済代行業務に係る費用は含まない。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 提案にかかる参加資格要件

- ①地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- ②猪名川町指名競争入札の業者選定要綱に基づく指名停止中でない者。
- ③猪名川町又は猪名川町と同等以上の規模の地方公共団体に対し、キャッシュレス決済システムを含む各種システム構築等の納入・稼働実績を有する者。
- ④仕様書に定める要件を満たすものを猪名川町が示す開始時期までに構築することが可能であり、かつ支障なく稼働することを確約できる者。
- ⑤猪名川町暴力団排除に関する条例施行規則第2条第2項に規定する暴力団等でないこと。
- ⑥破産法（平成16年法律第75条）第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

5. 本事業に対する参加表明及び質問回答

(1) 参加表明

仕様書等の内容を確認いただき、本プロポーザルに応じていただける場合、プロポーザル参加表明書（様式１）に必要事項を記入の上、電子メールにてPDFファイルで提出してください。原本は後日郵送で提出してください。

(2) 質問

仕様書等について質問がある場合、エクセルの任意の書式にて質問書を作成し、質問項目を記載して、電子メールにて送付してください（電子メール以外ではお受けできません。）。

※質問への回答は、令和 7 年 9 月 3 日（水）17 時までに、質問者の社名等を伏せて事業者全員に電子メールにより回答予定です。

(3) 受付期間（参加表明、質問）

令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時必着（参加表明の原本は後日郵送）

(4) 提出先

猪名川町企画総務部企画財政課

住 所：〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

電 話：072-766-8711 担当：村木・向井

メール：joho@town.inagawa.lg.jp

6. 提案に関する事項

(1) 提出書類

※提出書類はA 4 判で編冊してください。

①見積書（様式任意）（代表者印押印の正本1部、電子データ）

※見積額は、令和 7 年度分の金額（金利含む。税抜き）を記入してください。

②見積内訳資料（様式任意）（正本1部、電子データ）

見積額の内訳として、作業項目、カスタマイズ、製品名、導入費用、数量、単価等の分かる資料、令和 8 年 3 月のシステム利用料。また、参考としての令和 8・9 年度の月額システム利用料及び無償保守期間終了後の月額保守費用。

※消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。

③指定納付受託業務及び決済代行業務に係る参考費用明細（様式任意）（正本1部、電子データ）

月額費用（決済手数料率、使用料、通信料、保守料等）

※消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。

④企画提案書（様式任意）（正本1部、電子データ）

※企画提案書の記載にあたっては、「仕様書」及び「猪名川町窓口キャッシュレス決済システム導入業務に係るプロポーザル方式評価基準 2 審査項目、配点、評価基準」を踏まえた記載内容とするとともに、貴社が本町に推奨する新機能があれば積極的に記載してください。

- ⑤会社概要書（様式2）
- ⑥契約実績書（様式3）
- ⑦業務実施体制調書（業務責任者や担当者が分かるもの）※任意様式

(2) 提出書類提出期日

令和7年9月11日（木）17時必着

※メール・郵送・持参どちらでも可能です。

ただし、期日までに書類が猪名川町に到着するようにしてください。

(3) 提出先

猪名川町企画総務部企画財政課

住 所：〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

電 話：072-766-8711 担当：村木・向井

メール：joho@town.inagawa.lg.jp

(4) 留意事項

- ①提出いただいた書類等は返却しません。
- ②提案書の提出に関する費用は、提案事業者の負担とします。
- ③提案は1社につき1案とする。
- ④次のいずれかに該当する場合その提案は失格とします。
 - ・提出期限に遅延した場合
 - ・提案内容が必須条件を満たしていない場合
 - ・適正な競争を妨げる行為が認められる場合
 - ・提案内容に虚偽の記載があった場合
 - ・入札参加資格者名簿の登録者の記名、押印のない場合
 - ・他の提案事業者に対する妨害行為、あるいは選定にかかる本町職員への職務執行を妨害する行為を行った場合

7. 選考・決定等

(1) 選考

提案内容を、提案事業者の実績、提案価格、システム機能・構成、サポート体制等から総合的に判断し、契約候補事業者を選定します。

①見積額による得点

②猪名川町が指定する会場にてプレゼンテーションによる得点

※プレゼンテーションを実施する事業者には、追って実施場所や実施時間を通知するものとする。

※プレゼンテーションは、提案事業者によるプレゼンテーション（30分）＋質疑応答

(15 分) 合計 45 分程度

※大型モニターと HDMI ケーブルなど簡易なものは当町が用意する。

(2) 審査方法

- ①審査項目は、別紙「キャッシュレス決済等導入業務に係るプロポーザル方式評価基準」に基づく評価点により行います。
- ②予定価格を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外します。
- ③選考にあたり、町職員で構成する選定審査会を設置します。
- ④審査の結果、評価点の最も高い者を契約予定者とし、2 者以上いる場合の契約予定者は、加算点が高い者とし、加算点が高い場合は、価格が低い者とし、価格も同じ場合は、くじ引きにより委託契約予定者として選考します。
- ⑤選考委員会の構成員
選考委員会の構成員は、企画総務部長を委員長とし、企画財政課長、住民課長、会計課長、企画財政課職員、住民課職員及び会計課職員とします。

(留意事項)

- ①プレゼンテーション当日の出席は、3 名以下としてください。
- ②プレゼンテーションに関する費用は、提案事業者の負担とします。
- ③プレゼンテーションの時間・場所は後日通知します。
- ④審査結果に対して、異議を申し立てることはできません。

(3) 選考スケジュール及び結果の通知

令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) 1 7 時	参加表明・質問提出締切 (電子メールによる提出)
令和 7 年 9 月 3 日 (水) 1 7 時	質問回答 (電子メールで回答)
令和 7 年 9 月 1 1 日 (木) 1 7 時	提出書類締切
令和 7 年 9 月下旬頃	提案審査 (プレゼンテーション) 実施
令和 7 年 1 0 月上旬頃	審査結果通知 契約締結

※選考結果の公表及び評価点の照会

- ・選考終了後、指定の書式の提出により、見積価格及び評価点を公表します。
- ・自らの審査項目ごとの得点について、照会することができます。

8. 調達要件

(1) システム仕様書及び機能要件

「仕様書」及び「猪名川町窓口キャッシュレス決済システム導入業務に係るプロポーザル方式評価基準 2 審査項目、配点、評価基準」を参照してください。

9. 契約条件

(1) 事前確認

審査後、契約候補事業者と猪名川町との間で提案内容を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上で最終的な契約内容・金額を確定するものとします。

契約候補事業者は、速やかに業務内容等の調整を行い、仕様書と見積書（提案時の額を超えない範囲）を確定のうえ再提出し随意契約を締結します。なお、特別な事情などで契約の締結ができなくなった場合など、調整が整わない場合は次点者と交渉することがあります。

(2) 契約予定期間 契約日から令和8年3月31日

(3) 契約書は本町の様式を用いる。

10. 問い合わせ先

猪名川町企画総務部企画財政課

住 所：〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

電 話：072-766-8711 担当：村木・向井

メール：joho@town.inagawa.lg.jp